

子育て広場



施設名	内容	日時など
子育て支援センター (葉山キッズ・ランド) 申込 ☎ (93) 2800	移動支援 (要予約) 場所：北部コミュニティセンター	17日 (金) 10:00 ~ 11:30
	妊娠・子育てプチ相談 (要予約)	15日 (水) 10:30 ~ 11:40 (0~5歳児対象) 29日 (水) 10:30 ~ 11:40 (妊婦・1歳未満対象)
	移動支援 (要予約) 場所：北部コミュニティセンター	3日 (金) 10:00 ~ 11:30
子育て支援センター (向台こども園) 申込 ☎ (37) 7070	子育てプチ相談 (要予約)	23日 (木) 10:45 ~ 11:50 (0~5歳児対象)
	予約制でセンター室開放を行います。詳しくは問い合わせてください。	
	保育園開放「どんぐりクラブ」(要予約) 定員：7組	毎週火・木曜日 9:00 ~ 11:30
青空保育園 申込 ☎ (91) 6151	親子で遊ぼう「木のおもちゃで遊ぼう」(要予約) 定員：7組	21日 (火) 10:00 ~ 10:30
	未就園児園庭開放 (日吉台幼稚園第2グラウンド)	14日 (火) 11:00 ~ 11:45 23日 (木) 11:00 ~ 11:45
日吉台幼稚園 申込 ☎ (93) 4408	子育て教室「ちびたんくらす」	24日 (金) 10:15 ~ 11:45 あじさいを作ろう

※詳しくは、各施設に問い合わせてください。

～児童手当の制度が一部変わります～

☎ 子育て支援課 ☎ (93) 4497

①現況届の提出が原則不要となります

令和4年度から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出が原則不要となります。
ただし以下の人は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
 - ②児童の戸籍や住民票がない人
 - ③離婚協議中で配偶者と別居されている人
 - ④未成年後見人、施設等の受給者の人
 - ⑤その他、市から提出の案内があった人
- ※提出が必要な一部の受給者については、6月に案内を行います。

②令和4年10月支給(令和4年6月分)から、申請者の所得額が一定以上の場合、児童手当などは支給されません

児童手当などの支給の詳細は表のとおりです。

親族等の 扶養人数	(1) 所得制限限度額		(2) 所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

- 所得額が表(1)未満の場合、児童手当を支給(月額15,000円又は10,000円)を支給
 - 所得額が表(1)以上(2)未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給
 - 所得額が表(2)以上の場合、児童手当などは支給されません。
- ※児童手当が支給されなくなったあと、所得額が表(2)を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要です。

ファミリーサポートセンター会員募集

子育ての援助を受けたい人(利用会員)と子育ての援助ができる人(提供会員)を募集しています。

- 内容 子どもの一時的な預かりや、保育施設への送迎(有償)

☎ ファミリーサポートセンター ☎ (92) 2452

6月は児童手当の支給月です

- 支給対象月 令和4年2月～令和4年5月分
- 振込日 令和4年6月10日(金)

☎ 子育て支援課 ☎ (93) 4497